

入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気

公 告 日 令和元年 1 2 月 1 9 日
(広島市報調達号外 5 8 5 号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 3 7 2 号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 競争入札参加資格申請書の提出
- 6 競争入札参加資格の通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

別紙1	平成30年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙2	平成31年度最大使用電力日における負荷曲線
別紙3	使用予定電力量及び実績
別紙4	日別・時間別使用電力量の実績

別添 競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明書について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書等に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 2, 425, 438 kWh
(1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局沼田ポンプ所

広島市安佐南区上安一丁目4番35号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和2年1月15日（水）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の交付方法

競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ（<http://www.water.city.hiro>）

shima.jp/) のトップページ右の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→「入札公告・入札結果」の「令和2年度案件」（以下、同じ。）からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年1月22日（水）までの市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和2年1月15日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ア) 閲覧期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月29日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 閲覧場所

前記ア(イ)に同じ。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和2年1月29日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和2年1月29日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1 年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA 4 サイズ（定型）とし、2 ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1 年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1 年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の 110 分の 100 に相当する金額（予定総額）

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1 円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に 1 円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和2年1月30日開札（広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。

（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和2年1月30日開札（広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和2年1月30日開札（広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和2年1月30日開札 午前10時30分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする。）。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の契約担当部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引きにより落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局沼田ポンプ所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和2年〇〇月〇〇日から令和3年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金（各年度の支払予定額のうち最も高い額）の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市

発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 友広 整二

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

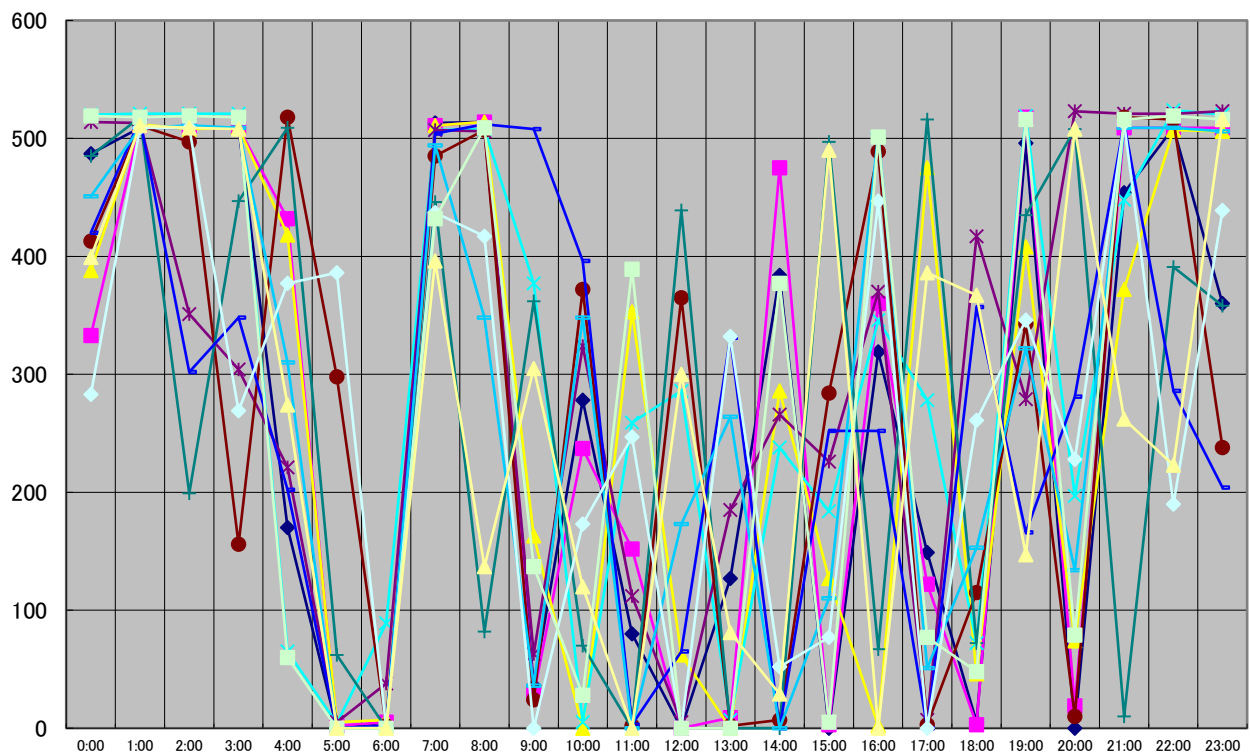
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐南区上安一丁目 4 番 3 5 号 広島市水道局沼田ポンプ所
受 電 設 備	沼田ポンプ所 2 階電気室内
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
標 準 電 圧	6, 0 0 0 V (受電電圧 6, 6 0 0 V)
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1 回線受電
契 約 電 力	5 4 5 k W (契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	1 0 0 %
予 定 使 用 電 力 量	2, 4 2 5, 4 3 8 k W h / 年
使 用 期 間	令和 2 年 4 月 1 日 0 : 0 0 ~ 令和 3 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月 1 日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：三菱電機株式会社 型 式：WP 3 EM-R (パルス 5 0 0 0 0 pulse / k W h) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	ポンプ所内の受電柱 6 k V 配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局沼田ポンプ所への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・自動力率調整 (電動機一次盤にて制御) を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。

平成30年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

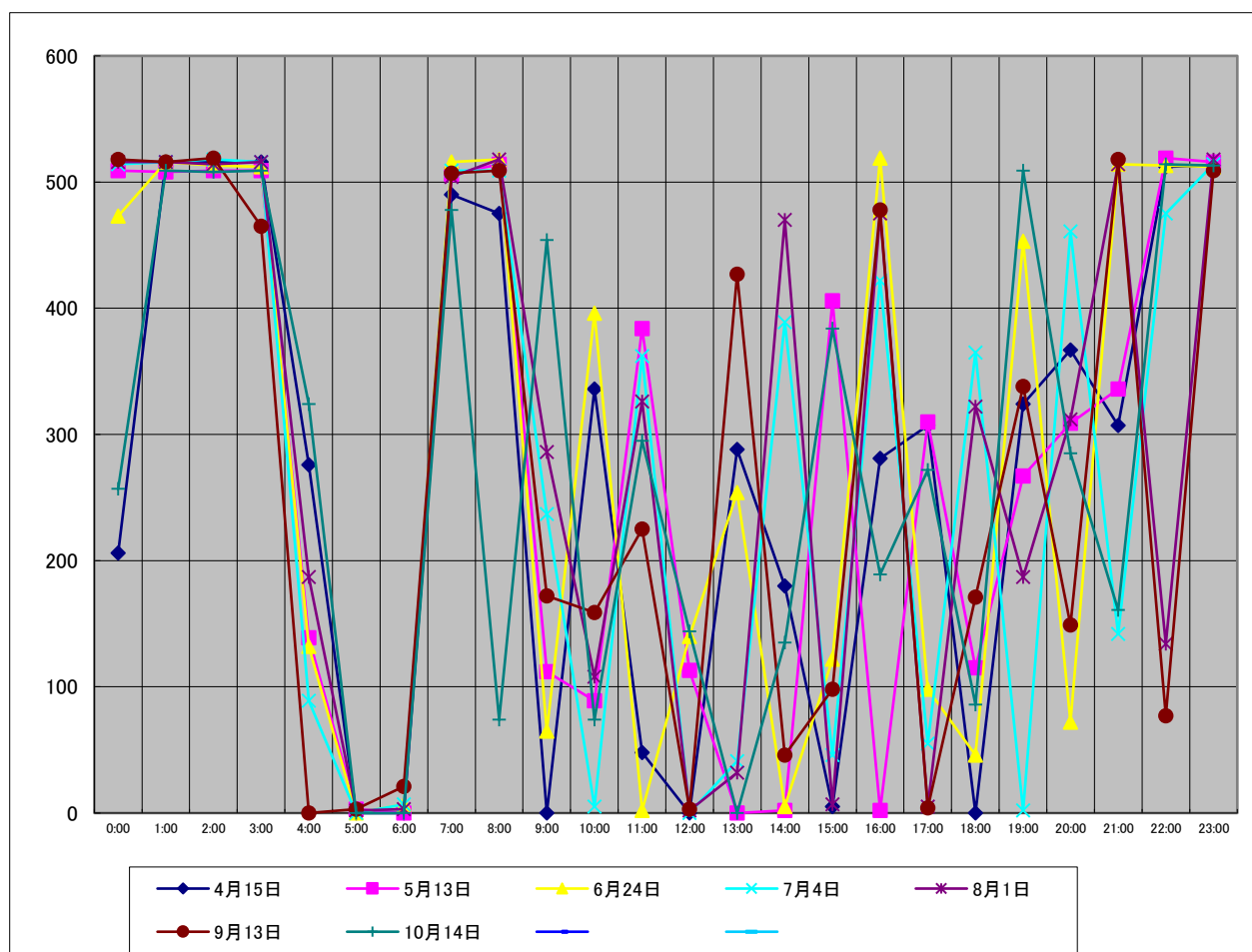
区分	4月20日	5月21日	6月4日	7月25日	8月1日	9月3日	10月14日	11月1日	12月10日	1月23日	2月4日	3月17日
0:00	487	333	388	520	514	413	485	420	451	283	519	399
1:00	509	511	512	521	513	511	518	516	509	509	518	511
2:00	509	509	508	521	351	497	199	302	511	509	519	509
3:00	509	509	509	521	304	156	447	348	509	269	518	508
4:00	170	432	418	65	221	518	509	202	310	377	60	274
5:00	0	2	5	4	5	298	62	0	0	386	0	0
6:00	5	5	7	89	38	2	0	2	0	0	0	0
7:00	513	511	511	507	507	485	446	504	494	437	432	396
8:00	514	514	514	508	506	507	82	512	348	417	509	137
9:00	36	29	163	377	63	24	362	508	36	0	137	305
10:00	278	237	0	5	324	372	70	396	348	173	28	120
11:00	80	152	353	259	112	2	0	3	0	247	389	0
12:00	0	0	62	286	5	365	439	65	173	0	0	300
13:00	127	9	0	7	185	2	0	331	264	332	0	81
14:00	384	475	286	238	266	7	0	0	0	52	377	29
15:00	0	3	127	184	226	284	497	252	110	77	5	490
16:00	319	360	2	346	370	489	67	252	504	447	501	0
17:00	149	122	475	278	7	3	516	0	51	0	77	386
18:00	5	3	46	72	417	115	72	357	153	261	48	367
19:00	496	518	408	519	279	343	435	166	322	346	516	147
20:00	0	19	74	197	523	10	508	281	134	228	79	508
21:00	454	509	372	448	521	518	10	513	509	513	516	262
22:00	509	509	507	524	521	516	391	286	509	190	519	223
23:00	360	509	506	520	523	238	358	204	506	439	516	516
合計	6,413	6,780	6,753	7,516	7,301	6,675	6,473	6,420	6,751	6,492	6,783	6,468



◆ 4月20日 ■ 5月21日 ▲ 6月4日 × 7月25日 * 8月1日 ● 9月3日
 + 10月14日 ◆ 11月1日 + 12月10日 ○ 1月23日 □ 2月4日 ▲ 3月17日

平成31年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月15日	5月13日	6月24日	7月4日	8月1日	9月13日	10月14日					
0:00	206	509	473	514	516	518	257					
1:00	516	508	516	516	516	516	509					
2:00	516	509	513	518	514	519	508					
3:00	516	509	512	516	516	465	509					
4:00	276	139	132	89	187	0	324					
5:00	0	3	0	0	2	3	0					
6:00	0	0	7	7	3	21	0					
7:00	490	506	516	509	504	507	478					
8:00	475	514	518	509	518	509	74					
9:00	0	112	65	237	286	172	454					
10:00	336	89	396	5	108	159	74					
11:00	48	384	2	362	326	225	295					
12:00	0	113	140	0	2	3	144					
13:00	288	0	254	41	32	427	0					
14:00	180	2	5	389	470	46	135					
15:00	5	406	122	46	7	98	384					
16:00	281	2	519	422	475	478	189					
17:00	307	310	98	55	5	4	272					
18:00	0	115	46	365	322	171	86					
19:00	324	267	453	2	187	338	509					
20:00	367	309	72	461	312	149	285					
21:00	307	336	514	142	514	518	161					
22:00	512	519	513	475	134	77	514					
23:00	513	516	512	514	518	509	513					
合計	6,463	6,677	6,898	6,694	6,974	6,432	6,674	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

別紙 3

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

令和2年度	使用量見込	時 間 帯 別 累 計																							
	(kWh)	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4 月	196,702	12,470	14,690	15,030	10,580	1,710	830	1,380	15,340	10,370	4,780	7,810	2,520	4,572	6,510	1,650	5,940	11,630	2,790	7,550	9,500	8,100	15,110	13,430	12,410
5 月	202,767	12,860	15,150	15,490	10,910	1,760	850	1,420	15,820	10,690	4,930	8,050	2,600	4,707	6,710	1,700	6,120	11,980	2,880	7,790	9,790	8,350	15,570	13,850	12,790
6 月	202,282	12,820	15,110	15,450	10,880	1,760	850	1,420	15,780	10,660	4,920	8,030	2,590	4,692	6,700	1,700	6,110	11,950	2,870	7,770	9,770	8,330	15,540	13,820	12,760
7 月	216,592	9,750	12,870	14,580	14,640	10,180	5,870	3,160	15,100	14,100	3,160	10,160	3,680	2,452	6,580	6,170	5,930	11,850	3,880	6,390	10,960	7,300	14,250	11,540	12,040
8 月	213,439	9,600	12,680	14,360	14,430	10,030	5,780	3,120	14,880	13,890	3,120	10,010	3,630	2,409	6,490	6,080	5,850	11,680	3,820	6,300	10,800	7,190	14,040	11,380	11,870
9 月	197,916	8,910	11,760	13,320	13,380	9,300	5,360	2,890	13,790	12,880	2,890	9,280	3,360	2,256	6,020	5,640	5,420	10,830	3,540	5,840	10,010	6,670	13,020	10,550	11,000
10月	203,009	12,870	15,160	15,510	10,920	1,770	850	1,420	15,830	10,700	4,930	8,060	2,600	4,709	6,720	1,710	6,130	12,000	2,880	7,800	9,810	8,360	15,590	13,870	12,810
11月	197,673	12,530	14,770	15,100	10,630	1,720	830	1,380	15,420	10,420	4,800	7,850	2,530	4,603	6,540	1,660	5,970	11,680	2,810	7,590	9,550	8,140	15,180	13,500	12,470
12月	206,405	13,090	15,420	15,770	11,100	1,800	870	1,440	16,100	10,880	5,020	8,190	2,640	4,795	6,830	1,730	6,230	12,200	2,930	7,930	9,970	8,500	15,850	14,100	13,020
1 月	201,796	12,790	15,070	15,420	10,860	1,760	850	1,410	15,740	10,630	4,900	8,010	2,580	4,686	6,680	1,700	6,090	11,930	2,870	7,750	9,750	8,310	15,500	13,780	12,730
2 月	185,061	11,730	13,820	14,140	9,960	1,610	780	1,300	14,430	9,750	4,500	7,350	2,370	4,281	6,130	1,550	5,590	10,940	2,630	7,110	8,940	7,620	14,210	12,640	11,680
3 月	201,796	12,790	15,070	15,420	10,860	1,760	850	1,410	15,740	10,630	4,900	8,010	2,580	4,686	6,680	1,700	6,090	11,930	2,870	7,750	9,750	8,310	15,500	13,780	12,730
合計	2,425,438	142,210	171,570	179,590	139,150	45,160	24,570	21,750	183,970	135,600	52,850	100,810	33,680	48,848	78,590	32,990	71,470	140,600	36,770	87,570	118,600	95,180	179,360	156,240	148,310

2 使用電力量及び最大需要量の実績

平成30年度		
利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4 月分	182,395	519
5 月分	188,827	519
6 月分	186,569	519
7 月分	206,544	524
8 月分	200,909	523
9 月分	182,167	519
10 月分	190,464	519
11 月分	184,639	519
12 月分	191,796	519
1 月分	191,292	519
2 月分	172,915	521
3 月分	188,575	519
合計	2,267,092	

平成31年度	
使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
183,523	521
191,222	521
186,859	521
193,121	521
192,372	523
183,674	523
188,458	521
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
1,319,229	

使用予定電力使用量(季節別・時間帯別)					単位:kWh
月	夏期昼間 時間電力 量	その他期 昼間時間 電力 量	ピーク時 間 電 力 量	夜間時間 電力 量	合計
4 月		75,660		121,042	196,702
5 月		67,989		134,778	202,767
6 月		82,620		119,662	202,282
7 月	70,570		15,274	130,748	216,592
8 月	72,744		15,074	125,621	213,439
9 月	61,952		12,519	123,445	197,916
10 月		78,290		124,719	203,009
11 月		75,122		122,551	197,673
12 月		74,076		132,329	206,405
1 月		69,489		132,307	201,796
2 月		74,778		110,283	185,061
3 月		81,330		120,466	201,796
合 計	205,266	679,354	42,867	1,497,951	2,425,438

夏期昼間時間:7月1日から9月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

その他季昼間時間:10月1日から翌年6月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

ピーク時間:7月1日から9月30日までの期間で、13時から16時までの時間とする。

ただし、休日等に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間:ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

休 日 等:日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

1月2日～4日、5月1日2日、12月30日31日。

日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

(単位 : kwh)

令和元年8月

8月分	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	総合計
00:00～01:00	516	519	511	516	511	521	3	327	514	233	516	435	168	101	252	2	5	125	336	2	2	2	91	396	17	509	509	221	212	69	509	8,650
01:00～02:00	516	521	513	518	514	523	247	189	516	509	514	2	369	7	245	31	485	516	511	2	296	192	240	144	362	509	509	394	513	509	508	11,424
02:00～03:00	514	518	514	519	141	523	154	509	513	511	514	101	10	483	5	320	254	511	509	471	508	514	514	509	518	511	511	518	514	228	509	12,948
03:00～04:00	516	478	511	170	514	399	379	511	514	509	511	509	384	139	482	333	408	514	463	513	509	513	513	511	351	211	283	446	350	422	137	13,003
04:00～05:00	187	4	34	365	355	7	513	509	17	372	67	508	511	513	521	507	519	346	2	142	137	324	480	285	297	0	2	204	303	514	490	9,035
05:00～06:00	2	3	2	2	2	7	512	185	2	4	5	437	509	512	178	508	285	2	3	518	470	99	3	3	356	3	3	149	184	257	0	5,205
06:00～07:00	3	7	5	3	5	7	55	7	370	3	2	82	202	206	364	159	3	2	2	519	3	304	93	367	2	36	0	0	0	0	0	2,811
07:00～08:00	504	509	461	439	502	499	444	514	518	465	459	513	350	343	168	374	417	435	485	151	449	372	519	396	334	513	468	454	437	465	453	13,410
08:00～09:00	518	511	513	509	518	512	516	513	180	512	410	356	367	406	375	355	387	307	514	432	357	418	273	96	314	512	446	305	370	334	387	12,523
09:00～10:00	286	262	82	12	87	184	48	56	343	38	36	55	108	7	7	99	108	187	12	5	22	5	12	442	161	12	3	4	5	29	96	2,813
10:00～11:00	108	4	266	461	429	8	290	456	279	173	492	331	327	403	230	396	398	315	160	5	513	218	435	7	427	422	4	221	384	345	511	9,018
11:00～12:00	326	425	185	2	67	7	147	4	5	223	5	5	4	5	156	5	2	110	219	297	10	147	2	413	2	14	348	120	2	3	14	3,274
12:00～13:00	2	3	67	108	3	372	2	3	372	5	2	386	264	7	8	2	5	274	2	48	2	2	5	163	3	3	0	3	0	57	0	2,173
13:00～14:00	32	93	341	384	317	2	422	451	2	276	418	41	104	312	379	353	420	2	5	3	68	10	401	2	216	149	3	64	50	320	202	5,842
14:00～15:00	470	355	5	7	160	103	36	7	7	170	105	5	4	211	5	204	24	5	326	338	256	432	43	7	353	374	307	399	464	4	305	5,491
15:00～16:00	7	15	262	216	243	497	108	231	459	39	8	302	322	8	103	5	259	458	240	142	346	7	7	315	4	24	226	5	4	382	19	5,263
16:00～17:00	475	513	513	480	278	3	466	271	192	516	451	495	418	448	513	434	291	221	15	163	2	401	480	389	351	410	307	321	219	98	393	10,527
17:00～18:00	5	87	7	7	7	271	2	165	7	177	153	4	7	116	17	161	98	14	386	237	380	4	103	2	225	3	192	48	168	389	3	3,445
18:00～19:00	322	105	99	312	485	158	200	288	470	5	137	195	84	4	187	48	346	504	3	0	14	377	5	305	3	189	7	267	161	58	341	5,679
19:00～20:00	187	442	367	353	7	276	511	8	7	516	403	288	429	461	267	396	2	22	444	428	463	175	487	139	492	459	432	336	463	199	283	9,742
20:00～21:00	312	182	199	243	478	336	93	451	490	168	32	141	104	7	259	74	444	514	309	331	77	185	3	266	146	2	125	69	0	372	81	6,493
21:00～22:00	514	521	514	492	504	27	514	513	365	408	516	514	434	456	420	509	192	338	94	156	254	516	485	509	358	442	509	507	415	151	514	12,661
22:00～23:00	134	288	307	69	5	518	362	293	213	386	458	89	235	514	84	509	384	290	509	516	509	168	417	46	509	509	261	508	516	516	130	10,252
23:00～24:00	518	363	276	514	499	458	168	168	394	120	7	516	516	103	473	182	379	423	480	319	483	509	106	516	508	506	324	72	178	106	506	10,690
合 計	6,974	6,728	6,554	6,701	6,631	6,218	6,192	6,629	6,749	6,338	6,221	6,310	6,230	5,772	5,698	5,966	6,115	6,435	6,029	5,738	6,130	5,894	5,717	6,228	6,309	6,322	5,779	5,635	5,912	5,827	6,391	192,372

令和元年10月

10月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計
00:00～01:00	516	381	284	514	508	327	509	514	363	516	509	511	0	257	512	514	514	137	261	0	477	312	506	507	329	144	0	509	509	509	506	11,955
01:00～02:00	518	509	408	513	509	513	509	513	412	518	508	516	350	509	69	514	132	504	358	466	519	312	509	508	375	475	495	511	508	506	506	14,072
02:00～03:00	516	511	518	351	509	514	509	514	507	516	509	514	509	508	0	309	50	518	509	516	444	506	463	512	516	516	509	497	509	509	509	14,397
03:00～04:00	320	509	444	300	454	514	509	513	509	271	504	473	509	509	3	0	519	228	508	415	0	372	3	9	444	336	499	0	267	45	154	10,140
04:00～05:00	2	94	0	389	2	40	4	12	357	0	0	0	144	324	0	0	223	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,632
05:00～06:00	2	2	358	2	0	3	0	3	3	0	3	2	403	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	781
06:00～07:00	0	39	0	0	106	0	3	5	26	72	14	226	0	0	480	60	2	43	0	0	4	0	21	41	14	3	0	33	24	101	0	1,317
07:00～08:00	497	511	458	494	386	511	506	516	511	509	514	343	386	478	45	516	504	509	485	485	509	475	514	511	516	508	461	514	513	514	494	14,693
08:00～09:00	509	235	341	507	283	242	334	326	514	475	489	45	168	74	442	519	507	281	91	245	408	99	343	223	242	264	184	427	307	307	507	9,938
09:00～10:00	110	137	19	120	51	29	108	65	19	0	0	509	327	454	201	468	509	0	0	192	0	350	91	0	166	195	286	0	0	120	60	4,586
10:00～11:00	63	240	329	273	434	384	365	333	118	430	108	31	223	74	149	2	16	271	370	259	341	144	353	336	278	254	170	370	372	269	129	7,488
11:00～12:00	290	5	7	123	5	5	4	5	2	0	243	207	139	295	514	0	0	103	0	139	19	24	0	0	0	0	65	0	0	0	221	2,415
12:00～13:00	3	14	2	2	5	2	17	3	338	2	0	235	221	144	516	422	416	0	79	242	147	420	17	0	142	144	348	312	135	17	24	4,369
13:00～14:00	2	451	164	245	369	370	360	458	63	327	28	0	2	0	2	0	0	387	346	0	192	2	360	392	290	319	0	84	278	436	319	6,246
14:00～15:00	422	3	314	175	3	2	3	2	19	110	320	5	5	135	3	3	4	2	4	5	4	5	5	4	5	5	5	4	3	5	5	1,589
15:00～16:00	53	14	62	5	170	437	136	3	446	3	19	261	514	384	230	295	272	7	96	444	168	269	319	51	31	84	314	46	117	70	365	5,685
16:00～17:00	175	516	305	439	516	29	346	314	0	451	513	377	31	189	391	288	244	509	514	233	495	434	168	513	509	509	514	420	377	494	329	11,142
17:00～18:00	226	19	3	51	86	437	5	115	202	79	3	0	439	272	0	0	0	46	206	218	0	0	0	70	0	194	2	0	0	0	0	2,673
18:00～19:00	156	144	434	134	185	146	269	156	463	98	245	240	31	86	279	446	466	69	36	250	223	363	509	72	125	5	286	326	473	149	379	7,243